

「令和7年度和歌山県データを利活用した公募型研究事業」 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県が実施する「令和7年度和歌山県データを利活用した公募型研究事業」の業務を委託する者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めたものである。

1 委託業務概要

(1) 業務名

令和7年度和歌山県データを利活用した公募型研究事業

(2) 業務内容

下記の研究課題に関する研究を行う

- ・研究課題：和歌山県の社会的養護における専門職員の人材確保と人材育成システムの構築に向けた調査研究

詳細は別添仕様書のとおり

(3) 採択予定件数

1件

(4) 履行期限

最長 令和9年度末

2 委託料

(1) 委託料上限額

1件当たり2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払条件

ア 前金払 無

イ 部分払 無

(3) 委託料の対象となる経費

委託料の対象となる経費は以下のとおりとする。

ア 直接経費

直接経費とは、研究に直接従事した人の人件費並びに研究に必要な物品、データ及びソフトウェアの購入費等、研究の遂行に直接必要な経費を指す。

イ 間接経費

間接経費とは、研究実施機関の維持管理等に必要な経費であって、直接経費の30%を上限として支出することができる。

(4) 直接経費の対象とならない経費

ア 他の財源（運営費交付金、補助金・助成金等）により手当されている経費

使途が明確に区分できる場合は、合算による支出を認める場合がある。

イ 施設の建設等に関する経費

ウ 机、椅子、複写機等研究実施機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費
エ 機械・器具等で、賃借した方が明らかに負担を抑えることが可能なものを購入するための経費

オ その他、研究目的に合致しない経費
疑義がある場合はその都度確認すること。

(5) 契約形態

複数年度の委託契約

研究提案書の研究予定期間が 1 ヶ年の場合は単年度の委託契約とする。

(6) 委託料の精算

毎年度、委託契約の範囲内で、実際に事業に要した経費に応じ、精算を行う。

3 参加資格

(1) 研究体制について

ア 複数の研究者で構成する研究グループとして応募する場合、研究計画の遂行や研究成果の取りまとめ等に関して全ての責任を負う「研究代表者」1 名とその他の「研究分担者」を設定すること。なお、研究者 1 名で応募する場合は、当該研究者が研究代表者となる。

イ 研究代表者が所属する研究実施機関を「責任機関」とする。

ウ 外国出張その他の理由により、長期にわたって研究代表者の責任を果たすことができない場合及びヒアリングへの対応や成果報告書の作成を日本語で行うことが困難な場合は研究代表者にはなれない。

エ 応募は、研究代表者が行うこと。その際、予め各研究者が所属する全ての機関の了解を得ておくこと。

(2) 研究者の資格要件

全ての研究者は、調査・研究の実績があり、以下に掲げるいずれかの機関に所属している学術研究者等であること。

ア 学校教育法に基づく大学及び高等専門学校並びに同附属試験研究機関等

イ 民間企業の研究開発部門、研究所等

ウ 研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

(3) 研究実施機関の資格要件

各研究者が所属する全ての機関が、以下に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者ではないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続きを行っている者でないこと。

- エ 国税又は都道府県税の滞納がない者であること。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- カ 暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年6月24日(火)
- (2) 質問受付期限 令和7年7月3日(木)
- (3) 質問回答期限 令和7年7月8日(火)
- (4) プロポーザルへの参加表明提出期限 令和7年7月9日(水)
- (5) 研究提案書等の提出期限 令和7年7月24日(木)
- (6) 選定委員会 令和7年8月上旬(予定)

5 質問

本プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問票(様式1)を電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名を「データを利活用した公募型研究事業に係る質問」とすること。

(1) 受付期限

令和7年7月3日(木)まで

(2) 送付先

和歌山県データ利活用推進センター

代表メールアドレス e0201003@pref.wakayama.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答する。

なお、評価基準に関するもの及び他の研究者の応募状況に関するものなど、公平性の確保及び公正な選定を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

6 プロポーザルへの参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、公募型プロポーザル参加表明書(様式2)を電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名を「データを利活用した公募型研究事業に係るプロポーザル参加表明書」とすること。

(1) 提出期限

令和7年7月9日(水)まで

(2) 提出先

和歌山県データ利活用推進センター

代表メールアドレス e0201003@pref.wakayama.lg.jp

7 研究提案書等の提出

(1) 提出書類

応募に当たっては、次に掲げる書類のうち、研究代表者が本実施要領3(2)アに所属する場合はア～ウを、その他の場合は全てを作成し、提出すること。

ただし、研究提案書等の提出日において、責任機関が和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱第3条に定める入札参加資格を有する場合は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しをもって下記エ～ケの書類の提出は必要ないものとする。

また、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

ア 応募申請書(様式3) …… 1部

イ 応募資格に反しない旨の誓約書(様式4) …… 1部

ウ 研究提案書(様式5) …… 正本1部・副本5部

カラーを使用する場合は、正副ともにカラーとすること。

【以下の書類は責任機関が本実施要領3(2)ア以外の機関である場合に提出】

エ 責任機関の役員等に関する調書(様式6) …… 1部

オ 責任機関の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類 …… 1部

カ 責任機関の定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 …… 1部

キ 責任機関の印鑑証明書 …… 1部

ク 責任機関の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書 …… 1部

ケ 責任機関の都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書 …… 1部

(2) 提出方法

提出先に直接持参又は郵送(書留郵便又は配達証明)によることとする。

(3) 提出期間

令和7年7月24日(木)までとする(必着)。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

〒640-8203 和歌山県和歌山市東蔵前丁3番17 南海和歌山市駅ビル5階
和歌山県データ利活用推進センター

8 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

ア 直接、間接を問わず、故意に選定委員に接触を求めた場合。

イ 他の提案者と研究提案書の内容又は応募の意志について相談を行った場合。

- ウ 研究提案書等に虚偽の記載をした場合。
- エ 応募資格に違反すると認められる場合。
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- ア 同一研究代表者が同一研究課題に対し、2件以上の研究提案書等を提出した場合。
- イ 所定の提出期限を過ぎて研究提案書等が提出された場合。
- ウ 本実施要領に示した委託料上限額を超えた見積額を提示した場合。

(3) その他

- ア 研究提案書等の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 提案者は、研究提案書等の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- ウ 一旦提出された研究提案書等は、理由の如何に関わらず、これを差し替え、書き換え、追加または撤回をすることができないものとする。
- エ 提出された研究提案書等は返却しない。なお、提出された研究提案書等は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。

9 選定及び結果の公表

(1) 選定方法

選定は、県が別に定める「和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行う。

なお、選定委員会は審査項目に基づき、研究提案書等に基づく書面審査及び必要に応じてプレゼンテーションによる審査を実施し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、各研究課題について研究提案の内容、研究実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日・場所(予定)

日時：令和7年8月上旬(予定)

場所：和歌山市内

詳細な日時及び場所は、決定次第、提案者に電子メールで通知する。

イ プレゼンテーションによる審査

プレゼンテーションによる審査の対象となる提案者には、開催日の7日前までに電子メールで通知する。なお、プレゼンテーションへの参加は、和歌山市内の会場に来場する方法のほか、提案者の一部又は全員が、県が指定するweb会議システムを利用して参加することも可とする。

ウ 1提案者あたりのプレゼンテーション時間

プレゼンテーション：10分以内

選定委員からの質疑：１０分程度

エ 注意事項

- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定した時間に遅れた場合は、プレゼンテーションによる審査の対象としない。
- ・プレゼンテーション参加人数は、１提案者あたり３名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出した研究提案書等、受付期間内に提出した書類のみを使用して行うこととし、プロジェクタ等の機材は使用できない。

(３) 審査項目及び配点

別表のとおり。

(４) 委託候補者の選定

- ア 各研究課題について、各選定委員の評価点の合計が、満点の６割以上である者のうち、最高評価点の提案者１者を委託候補者とする。
- イ 最高評価点の者が複数いる場合は、選定委員の協議により委託候補者を決定する。
- ウ 提案者が１者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点数の合計が満点の６割以上に達している場合、当該提案者を委託候補者に選定する。

(５) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定委員会終了後、速やかに提案者全員に文書で通知するとともに、以下の内容を和歌山県のホームページにて公表する。

- ア 委託候補者の名称及び評価点
- イ 次点以下の者の評価点（提案者名は公表しない）

１０ 委託契約について

(１) 契約の締結

県は、選定した委託候補者と研究提案書の内容をもとに協議のうえ、委託業務の仕様の内容を確定し、研究代表者が所属する責任機関と契約を締結する。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、評価得点が次点の者と協議を行う。

(２) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の１００分の１０以上を契約保証金として納付すること。ただし、和歌山県財務規則第９３条に該当する場合は契約保証金を免除する。

(３) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、受託者を変更することがある。

- ア 研究提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合。
- イ 受託者に重大な瑕疵がある場合。
- ウ 業務遂行の意思が認められない場合。
- エ 業務遂行能力がないと認められる場合。
- オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合。

1 1 業務の適正な実施に関する留意事項

(1) 研究の一括再委託の禁止

受託者は、研究を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ただし、研究を効率的に行ううえで必要と思われるものについては、県と協議のうえ、研究の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者及び研究従事者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本研究に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本研究の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本研究終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。

(4) 研究成果の公表

成果物にかかる著作権の全て（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。）は県と研究代表者の共有とし、県において、ホームページ等で広く公表するものとする。

また、研究代表者及び研究分担者は、国内外の学会や学会誌等での研究成果の発表（査読付きが望ましい。）に努めるとともに、当該研究成果の発表に際しては、県からの委託研究の成果であることを明記すること。

さらに、県において研究成果報告会等を開催する場合には、研究代表者は成果発表等に協力すること（旅費別途支給）。

1 2 問い合わせ先

和歌山県データ利活用推進センター

住 所 〒 6 4 0 - 8 2 0 3 和歌山県和歌山市東蔵前丁 3 番 1 7
南海和歌山市駅ビル 5 階

電 話 0 7 3 - 4 8 8 - 2 4 3 0

F A X 0 7 3 - 4 8 8 - 2 4 3 2

電子メール e0201003@pref.wakayama.lg.jp

「令和 7 年度和歌山県データを活用した公募型研究事業」 業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「令和 7 年度和歌山県データを活用した公募型研究事業」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザルにおいて、参加者からの提出物に基づき、業務を委託する事業者を公平かつ適正に選定するために必要な事項を定めるものである。

2 選定委員

和歌山県データを活用した公募型研究事業者選定委員会の委員に任命された者とする。

3 選定方法

選定委員は、選定委員会を開いたうえで、実施要領に定める委託事業者の選定方法に基づき、審査票に評価結果を記入するものとする。

4 採点方法

審査項目ごとに、それぞれの配点内で各選定委員が評価を行う。

ただし、各項目において提案をしていない、又は提案の体裁が整っていない場合は、0 点とする。

各選定委員の採点の合計点数を評価点数とする。

(別表)

審査項目

審査項目及び評価内容	配 点
1．研究目的について	25
(1) 設定された仮説は、社会情勢等に照らして適切か、従来にない新しい視点を有するか。 (2) 設定された研究目的は、明確で実現可能なものか。 (3) 研究目的の達成に必要なデータの収集は可能か。	
2．研究計画について	25
(1) 提案者は研究内容について、十分な知見を有しているか。 (2) 研究分担等について、各研究者の役割分担や計画のスケジュールは適切か。 (3) 研究の費用対効果について、委託料の積算は適切か。研究費額に対し研究成果は十分か。	
3．研究成果の活用見込みについて	25
(1) 得られた研究成果を元に、具体的な県の施策を提案できるか。 (2) 公益性や費用対効果に鑑みて、事業化の見込みに妥当性はあるか。 (3) 得られた研究成果には、地域産業・経済への波及効果が期待できるか。	
4．総合評価	25
(1) 1～3を踏まえ、目的達成が十分可能で、魅力的・独創的な提案となっているか。	
合 計	100